

(1) 教育職員免許状

教育職員免許状は、教育職員免許法及び同施行規則に示す条件を充たすことにより取得できる。

a. 取得できる免許教科

表 9-1 本学部生が取得できる免許状の種類及び教科

免許状の種類	免許教科	対象学生
中学校教諭一種免許状	理科	水産学科
高等学校教諭一種免許状	水産	
高等学校教諭一種免許状	理科	

b. 免許取得資格のための基礎資格と大学で修得することを必要とする単位数

表 9-2 免許取得のための基礎資格と必要な単位数

免許状の種類	基礎資格	免許状の授与を受けるために必要な文部科学省で定める科目の単位数 ※1	大学において修得することを必要とする最低修得単位数 ※2		
			教科及び教職に関する科目 ※2		
			教科及び教科の指導法に関する科目 ※3	教育の基礎的理理解に関する科目等 ※4	大学が独自に設定する科目 ※5
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	8	28	27	4
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	8	24	23	12

※1 教育職員免許法施行規則第六十六条の六に定められた単位。

「日本国憲法」(日本国憲法) 2単位、「体育」(体育・健康科学理論/体育・健康科学実習) 2単位、「外国語コミュニケーション」(英語 I A, I B, II B) 2単位、「情報機器の操作」(情報活用) 2単位である。本学では () 内の科目が該当する。

※2 教育職員免許法別表第一に定められた単位。詳細は、表 9-3 から表 9-6 に示す。

※3 表 9-3 から表 9-6 を参照のこと。

※4 表 9-3 を参照のこと。

※5 表 9-4 から表 9-6 を参照のこと。

(2) 教科及び教職に関する科目の単位の修得方法

水産学部では、希望する免許の種類及び教科に応じて表 9-3 の単位を修得しなくてはならない。

表 9-3 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める 教科及び教職に関する科目				本学における 該当授業科目			最低修得単位数		
							理科		水産
				開設授業科目	単位	開設学部	中学校	高校	高校
第二欄	教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教科に関する専門的事項		※1			20	20	20
		各教科の指導法	水産免許の場合	水産科教育法Ⅰ	2	水産学部	—	—	2
				水産科教育法Ⅱ	2	水産学部	—	—	2
			理科免許の場合	理科教育法	2	理学部	2	2	—
		理科教材研究法Ⅰ		2	理学部	2	2	—	
		理科教材研究法Ⅱ		2	理学部	2		—	
					理科教材研究法Ⅲ	2	理学部	2	—
小計（教科及び教科の指導法に関する科目）							28	24	24
第三欄	教育の基 礎的理解 に関する 科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		教育原論	2	教育学部	2	2	2
		・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2	水産学部	2	2	2
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	2	教育学部	2	2	2
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	教育学部	2	2	2
		・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育基礎論	1	教育学部	1	1	1
		・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	1	教育学部	1	1	1
第四欄	道徳、総 合的な学 習の時間 等の指 導法及び 生徒指 導、教 育相 談等 に関する 科目	・道徳の理論及び指導法		中等道徳教育論	2	教育学部	2	—	—
		・総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間及び特別活動の指導法	2	教育学部	2	2	2
		・特別活動の指導法							
		・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法・技術論	2	教育学部	2	2	2
		・生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	教育学部	2	2	2
		・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法							
		・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		学校教育相談	2	教育学部	2	2	2
第五欄	教育実習 に関する 科目	・教育実習		教育実習（中学）	4	実習校	4	—	—
				教育実習（高校）	2	実習校	—	2	2
		・教職実践演習		事前・事後指導	1	水産学部	1	1	1
				教職実践演習	2	水産学部	2	2	2
小計（教育の基礎的理解に関する科目等）							27	23	23
第六欄	大学が独自に設定する科目	—	—	—	—	—	4	12	12
合計最低修得単位数							59	59	59

※1 表 9-4 を参照のこと。

(3) 教科に関する専門的事項の単位の修得方法

水産学部では、希望する免許の種類及び教科に応じて以下の「教科に関する専門的事項」の単位の修得しなければならない。

表 9-4 教育職員免許取得に必要な教科に関する専門的事項及び必要単位数

区分	教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項の区分	最低修得単位数		備考
		中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状	
水産	水産の関係科目	—	30	1. 高一種免 ・職業指導以外に表 9-5 の科目の中から 30 単位以上修得（うち「水産学概論」は必修）
	職業指導	—	2	
	計	—	32	
理科	物理学	2	2	1. 中一種免 ・物理学、化学、生物学、地学の必修授業科目以外に表 9-6 の科目の中から 12 単位以上修得
	化学	2	2	
	生物学	2	2	
	地学	2	2	
	物理学実験 (コンピューター活用を含む)	1	1	2. 高一種免 ・物理学、化学、生物学、地学の必修授業科目以外に表 9-6 の科目の中から 23 単位以上修得 ・実験は、科目区分の各実験から 1 科目以上修得
	化学実験 (コンピューター活用を含む)	1		
	生物学実験 (コンピューター活用を含む)	1		
	地学実験 (コンピューター活用を含む)	1		
	その他の科目	12	23	
	計	24	32	

※上記のうち水産に関する科目は表 9-5、理科に関する科目は表 9-6 に示してある。

表 9-5 教科（水産）に関する専門的事項

教育職員免許法施行規則に定める科目	本学部における該当授業科目		本学部における該当授業科目	
	開設授業科目	単位数	開設授業科目	単位数
水産に関する科目	● 水産学概論	1	音響資源解析学	2
	資源生産管理学	2	電波測器学	2
	水産生物学	2	船舶運用学	2
	水産増養殖学	2	海事法規論	2
	食品生命科学	2	日本水産業概論	2
	水産経済学	2	水産食料経済論	2
	水圏環境保全科学	2	水産制度論	2
	水産業と倫理	2	水産流通論	2
	魚類学	2	水産地域論	2
	魚病学	2	漁家経営論	2
	水圏生物学実験Ⅰ	2	養殖経済論	2
	水産資源生物学	2	水産企業論	2
	水産基礎数学演習	2	水産マーケティング論	2
	基礎水産資源学	2	水産商品学	2
	水産資源解析学	2	フードビジネス論	2
	魚類栄養学	2	水産政策論	2
	増養殖学実験基礎	2	水産加工経済論	2
	増養殖学実験	2	水産経済調査実習Ⅰ	2
	漁業管理学	2	水産経済調査実習Ⅱ	2
	種苗生産学	2	水産総合乗船実習	3
	応用藻類学	2	水産資源科学乗船実習Ⅰ	1
	生体防御学	2	水産資源科学乗船実習Ⅱ	1
	増養殖学実習	2	亜熱帯域水産調査乗船実習	1
	水産食品加工・保蔵学	2	公海域水産乗船実習	6
	先進資源利用科学	2	航海技術乗船実習Ⅰ	4
	食品工学実験・実習	2	航海技術乗船実習Ⅱ	4
	水産食品製造学実習	2	航海技術乗船実習Ⅲ	1
	食品工学	2	鹿児島水産学	2
	応用微生物学	2	水産統計学演習	2
	プログラミング演習	2	● 職業指導	2
	船舶環境衛生学	2		
	漁具漁法学	2		

1. 高等学校教諭免許状（水産）取得希望者については、●印は必修である。

表 9-6 教科（理科）に関する専門的事項

教育職員免許 法施行規則に 定める科目区分	本学部における該当授業科目		教育職員免許 法施行規則に 定める科目区 分	本学部における該当授業科目	
	開設授業科目	単位数		開設授業科目	単位数
物 理 学	● 物理学概論 電子工学基礎 流体力学基礎 水産物理学演習 実験計測機器基礎	2 2 2 2 2	生 物 学	● 生物学概論 魚類生理学 海洋生態学 微生物学 無脊椎動物学 藻類学 分子生物学 プランクトン学 栄養生理学	2 2 2 2 2 2 2 2 2
物理学実験 (コンピューター 活用を含む)	○ 基礎物理学実験	1	生物学実験 (コンピューター 活用を含む)	○ 基礎生命科学実験 微生物学実験 水圏生物科学野外調査実習	1 2 2
化 学	● 化学概論 基礎生化学 代謝生化学 水質保全学 食品化学	2 2 2 2 2	地 学	● 地学概論 海洋学 水産海洋学 海洋物理環境学	2 2 2 2
化学実験 (コンピューター 活用を含む)	○ 基礎化学実験 環境分析化学実験 生物化学実験	1 2 2	地学実験 (コンピューター 活用を含む)	○ 基礎地学実験	1

1. 中学校教諭免許状取得希望者については、●印及び○印は全て必修である。
高等学校教諭免許状取得希望者については、●印は必修、○印はうち1科目以上が選択必修である。
2. 「基礎物理学実験」「基礎化学実験」「基礎生命科学実験」「基礎地学実験」は、共通教育で開講される科目である。高等学校教諭免許状取得希望者はこのうち1科目、中学校教諭免許状取得希望者は4科目を、6期までに履修しておくことが望ましい。
3. 実験・実習科目については、受講人数が制限される場合があるので注意すること。